

神奈川県

令和4年度神奈川県ビジネスモデル転換事業費補助金

1 事業の内容

新型コロナウイルス感染症の拡大や、原油価格・原材料価格の高騰、原材料の供給不足等の社会状況の変化に対応するため、「感染防止対策取組書」を掲示している県内中小企業者等の皆様を対象に、新たな商品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供、商品の新たな生産方式又は販売方式の導入に取り組む費用の一部を補助する「令和4年度神奈川県ビジネスモデル転換事業費補助金」の公募を、4月1日から開始します。

| 公募期間 | 申請方法 |
|------------------------------|--------------------|
| 令和4年4月1日（金）～ <u>5月31日（火）</u> | 郵送のみ（5月31日（火）消印有効） |

※5月31日（消印有効）までに郵送された申請は全て受け付け、審査を行います（新着順ではありません。）。

※補助金の交付決定日から令和5年2月28日（火）までに実施した事業が補助の対象となります。

2 補助制度の概要

| 補助事業の内容 | 取組事例 | 補助率 | 補助上限額 |
|---|---|--------------|--------------------------------------|
| 新たな商品の開発又は生産、新サービスの開発又は提供、商品の新たな生産方式又は販売方式を導入する事業 | 自動車部品製造業を行っていたが、福祉介護用品製造に参入するための製造設備の導入など | 補助対象経費の3/4以内 | 3,000万円 ※補助対象経費（税抜） 100万円以上が対象 |

※同一事業内容で他の補助金の交付を受ける場合、本補助金の交付を受ける事はできません。

3 補助対象者

県内の事業所で補助事業を実施し、WEB登録して発行された「感染防止対策取組書」を掲示している中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人。

※下記に該当する事業者は申請できません。詳しくは公募要領をご確認ください。

- 「令和2年度神奈川県中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金」のうち「ビジネスモデル転換事業」で補助金の交付（支払い）を受けた事業者。
- 「令和3年度神奈川県中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金」のうち「ビジネスモデル転換事業」で補助金の交付決定を受けた事業者（廃止事業者は除く。）。

（参考）感染防止対策取組書



4 補助対象経費

| 費目 | 必須 | 任意 | 補助対象経費の上限額※ |
|-------------|----|----|-------------|
| ①機械装置等費 | ◎ | | なし |
| ②施設工事費 | ◎ | | なし |
| ③IT サービス導入費 | | ○ | 30万円 |
| ④広告宣伝費 | | ○ | 10万円 |

※上限額は、「補助金交付申請額」ではなく、「補助対象経費（税抜）」の上限額です。

補助の対象となる事業は、交付決定日から令和5年2月28日(火)までに実施した事業です。

交付決定日以降に「発注・契約・登録・申込等」をし、補助事業の完了日（令和5年2月28日（火））までに「納品・工事完了等」及び「支払い」が完了したものが対象です。交付決定日より前に「発注・契約・登録・申込等」をした場合は、補助の対象となりません。また、令和5年3月1日（水）以降に「納品・工事完了等」又は「支払い」を行ったものも補助の対象となりませんので、十分ご注意ください。

5 主な申請要件（その他の申請要件は、公募要領をご確認ください。）

- （1）新型コロナウイルス感染症の拡大や、原油価格・原材料価格の高騰、原材料の供給不足等の社会状況の変化による事業環境への影響を乗り越えるため、新たに取り組む事業であること
- （2）補助対象となる事業を神奈川県内の事業所で実施すること
- （3）県ホームページの「事業所登録・発行フォーム」に登録し発行された「感染防止対策取組書」を店舗・施設の店頭等に掲示していること
- （4）営業許可等を受けている、又は補助事業実施までに許可等を取得する見込みがあること（行政庁の許可等が必要な業種の場合）
- （5）神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づく措置を講ずる必要がないこと

6 補助金の交付決定等

一定の審査基準に基づき審査内容の審査を行います。審査の結果、補助金の交付を決定した事業者には「交付決定通知書」、それ以外の事業者には「不交付決定通知書」を郵送します。

7 支払いまでの流れ

県から交付決定通知書が届いた後に、補助事業に着手（発注・契約・登録・申込等）し、事業の完了（納品・工事完了等及び支払い）後に所定の実績報告書類を提出していただきます。実績報告書類の提出期限は、令和5年3月10日（金）【消印有効】です。実績報告書類の審査により、適正に補助事業が行われたことを確認できた場合のみ、補助金を支払い（振込み）ます。なお、交付決定前の着手は認められません。

※その他、詳しくは、県ホームページ掲載の公募要領をご確認ください。

申請・問合せ先

神奈川県ビジネスモデル転換補助金班

〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通7 日本大通7ビル 5階

受付時間：平日9時から12時まで／13時から17時まで

電話番号 070-1187-0338、070-1187-0348、070-1187-0435、070-1187-0382、070-1187-0464

ホームページ：https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/r4_tenkan.html